

令和6年12月24日

山形県環境エネルギー部長

### 遊佐町沖洋上風力発電事業者の選定結果の公表について

本日、経済産業省・国土交通省より、遊佐町沖の洋上風力発電事業者が別添のとおり公表されましたのでお知らせいたします。

年明け以降、事業者と地元による地域共生策の調整が始まりますので、地元の意向が最大限反映されるよう、遊佐町と連携しながら地元関係者を支援してまいります。

#### 【選定事業者】

山形遊佐洋上風力合同会社

#### 【構成員企業】

丸紅株式会社（代表企業）

関西電力株式会社

BP Iota Holdings Limited

東京瓦斯株式会社

株式会社丸高

#### 【問合せ先】

エネルギー政策推進課長 榎 裕一

（電話：023-630-3354）

## 「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」における洋上風力発電事業者の選定結果等について

2024年12月24日

同時発表：国土交通省

### ▶ エネルギー・環境

経済産業省及び国土交通省は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」における選定事業者について、それぞれ「つがるオフショアエナジー共同体」、「山形遊佐洋上風力合同会社」を選定しました。

### 1. 経緯

- 経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づき、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の2区域について、洋上風力発電事業を実施する者を選定するため、2024年1月19日から2024年7月19日まで公募を行いました。
- 今般、再エネ海域利用法及び「一般海域における占用公募制度の運用指針」（2022年10月改訂）（以下「運用指針」という。）に基づき、事業者から提出された公募占用計画について、それぞれの区域ごとに学識経験者及び専門家から構成される第三者委員会を設置し、青森県知事、山形県知事の意見も参考にしつつ、評価を行いました。なお、区域ごとに設置する第三者委員会については、風力発電、海洋構造物、財務・ファイナンス、地域、法務の各分野に関する学識経験者及び専門家8名で構成されています。委員名については、運用指針に基づき、各選定事業者の公募占用計画を認定する際、併せて公表します。

### 2. 選定事業者

#### 青森県沖日本海（南側）

##### (1) 事業者名

つがるオフショアエナジー共同体

##### (2) 構成員

- 株式会社JERA（法人番号 6010001167617）
- 株式会社グリーンパワーインベストメント（法人番号 8010401077819）
- 東北電力株式会社（法人番号 4370001011311）

##### (3) 事業計画概要

- 発電設備：着床式洋上風力発電
- 発電設備出力：61.5万kW（1.5万kW×41基、Siemens Gamesa Renewable Energy製）
- 運転開始予定時期：2030年6月

#### 山形県遊佐町沖

##### (1) 事業者名

山形遊佐洋上風力合同会社（法人番号 5010003036168）

##### (2) 構成員

- 丸紅株式会社（法人番号 9010001008776）
- 関西電力株式会社（法人番号 120001059632）
- BP Iota Holdings Limited（法人番号 14860361）
- 東京瓦斯株式会社（法人番号 6010401020516）
- 株式会社丸高（法人番号 7390001006579）

### (3) 事業計画概要

- 発電設備：着床式洋上風力発電
- 発電設備出力：45.0万kW（1.5万kW×30基、Siemens Gamesa Renewable Energy製）
- 運転開始予定時期：2030年6月

### 3. 2区域における選定結果の詳細

「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」のそれぞれの区域について、公募占用計画を提出した3事業者、4事業者について、再エネ海域利用法第15条第1項の規定に基づき、審査を行ったところ、同項各号で掲げる基準に適合していると判断しました。そのため、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（令和6年1月策定）（以下「公募占用指針」という。）に定める評価基準に基づき、供給価格（120点満点）及び事業実現性に関する要素（120点満点）について評価を行い、別紙1のとおり採点しました。

なお、価格点については、同指針に基づき、以下の計算式により算出しています。

価格点 = 120点 × (最も低い供給価格/当該事業者の供給価格)

※供給価格点がゼロプレミアム水準以下の場合は、一律120点として評価することとしており、本公募における同水準は3円/kWhです。

（別紙1）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の評価結果

（参考）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（令和6年1月策定）

### 4. 選定事業者の事業計画要旨

公募占用指針において、選定結果公表時に公表することとしている各区域の選定事業者の事業計画の要旨は別紙2のとおり。

（別紙2）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の選定事業者の公募占用計画要旨

（参考）各促進区域の概要

1. 青森県沖日本海（南側）
2. 山形県遊佐町沖

各区域の詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

### 担当

- 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課 風力政策室長 古川  
担当者：落合、千葉、鈴木  
電話：03-3501-1511（内線 4551）  
メール（経済産業省・国土交通省合同）：  
hqt-2023koubo★gxb.mlit.go.jp  
※【★】を【@】に置き換えてください。
- 国土交通省 港湾局 海洋・環境課海洋利用開発室長 鈴木  
担当者：阪本  
電話：03-5253-8111（内線 46656、46668）